答 弁 第 二 二 号平成十年四月二十四日受領

内閣衆質一四二第二二号

平成十年四月二十四日

衆

議

院議長

伊藤宗一郎

殿

内閣総理大臣 橋 本 龍 太 郎

衆議院議員寺前巖君提出ヤコブ病問題に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

(1) について

1 法律第百四十五号) 十万枚程度と推測 イツの 乾燥硬 厚 生省として、 B・ブラウン社の 膜の輸入販売業者である日本ピー してい お尋ねのヒト乾燥硬膜 第二十三条において準用する同法第十四条第一項の規定による承認を得て輸入したド ると承知してい ヒト乾燥硬膜 の枚数は、 る。 0) 毎年 • また、 工 ス・エ Ò 昭和四十八年から平成八年までの間に約四十万枚 販売量及び販売金額につい 厚生省として、 ス株式会社において、 お尋ねの 、ては、 同社が薬事法 ヒト乾燥 把握してい 硬 膜 \mathcal{O} 昭 移 植 な 和三十五 件数につ 7 が、 か ら五 年 ヒ

から、 \mathcal{O} ヮ 原 御 口 因と考えられる異常プリオンたんぱく質に感染しているか 指 厚生省としては、 摘 イツフェ \mathcal{O} 移植を受けた者 ル **.** ヤコブ病及びその類縁疾患調 全医療機関を対象に発症の段階で患者の発生状況等を把握するという手法に の追)跡調 査 に ついては、 クロ 査 イツフェ (以下「類縁疾 否か ル **.** の判定が医学的 ヤ 急調 ・コブ病 査 の発症前 という。) に不可能であること等 にお を引き続き実 いては、 よる そ

1

ては、

把握

して

1

な

1

施することによって、

クロ

イツフェ

ルト・

ヤコブ病の実態の把握に努めてまいりたい。

な お、 厚生 省の)特定疾¹ 患 調 査研 究事業に お 1 て設置されたクロ イツフ エ ル \vdash • Y コ ブ 病 等 に 関 する緊急

全国 コ ブ 病等 調 査 に 研 関す 究 班 る緊急全 以 下 「緊急全] 玉 調 查 玉 調 (以 下 査 研 「緊急全 究 班 という。) 国 調 查 が 平 という。) 成 八 年 及 に 実施 び 類縁 L 疾 た 患 ヮ 調 査 口 に 1 お ツ 7 フ てク 工 ル П \vdash Y

イツ

フ エ ル 1 T コブ病と報告された患者に使用されたヒト乾燥硬 膜 0 口 ツ ٦ は 特定できな

(2) に つい

緊急全国 調査及び類縁疾患調 査 にお いては、 ホ ル 干 ン製剤の投与等ヒト乾燥硬 膜を使用した手術以外を

原因とするものにつ **\ 7 ŧ 調査対象としたところであるが、 ホ ル モ ン製剤の投与 歴 $\overline{\mathcal{O}}$ あ いるクロ 1 ツ フ エ ル

1 Y コ ブ 病 患者 \mathcal{O} 発 症 事 例 は 報告され て V ない。

御 指 摘 \mathcal{O} 諸 外 玉 12 お 1 て 報告され て 1 るホ ル モ ン製 剤 \mathcal{O} 使用 に よるクロ イツフ エ ル } t コ ブ 病 \mathcal{O} 発 症

事 例 は、 ヒ } 下 垂 体 由 来 成 長ホ ル 干 ンの 使用 によるもので あ るが、 厚生省として は、 文献 調 査 に ょ り、 ک

れ 5 \mathcal{O} 事 例 は 米 国 イギリ ス又はフラン ス の特定の 研究機関 で精製されたヒト下 垂 体 由 来 成 長 ホ ル 干 ン \mathcal{O}

使用 による事例に限定され てい るものと承 知 してい る。 我が 国 \mathcal{O} 文献 又は調 査 に お 7 てホ ル モ ン製剤 \mathcal{O} 投

与歷 \mathcal{O} あ るクロ 1 ツフ 工 ル **.** ヤ コブ病 の発症 事 例の 報告が、 ない のは、 これらの ホ ル モン製剤 につい て 薬

事法に基づく輸 入の承 認 が行わ れ ていないことから、 これ らの ホ ル 干 ン製剤が が我が国に輸入され 7 1 ない

ことによるものと考えられる。

御 指 摘 \mathcal{O} 追 跡 調 査 に うい ては、 実施 して **,** \ ない が、 御指 摘 の発症事例と同じホ ル 干 ン製剤につい 7 は 薬

事 法に基づく輸入の承認が行われていないことから、 我が国においては使用されてい ない ものと考える。

(3) について

ク 口 イツフェ ルト・ ヤ コブ病については、 昭和五十一年から厚生省の特定疾患調 査研 究事 業 の中で調 査

研究 を進めているところであり、 お 尋、 ね の研究については、 現在、 遅発性ウイル ス感染研究班 及び 特 定疾

患に 関 するQO L研究班に お į, て行われ れているところである。 平成十年度に お 1 ては、 特定疾 患 に 関 する

Q O L 研 究班に係る予算を大幅 に増額するとともに、 クロ 1 ッフフ エ ル } • t コ ブ 病 \mathcal{O} 原因と考えら ħ る異

常プリオンたんぱく質に関 「家族性プリオン病及び外因性プリオン病 \mathcal{O} 発症遅延 方策に 関する 介入研

究 を特定疾患調 査 研究事 業の重点研究 の課題の一つとして指定することにより、 研究体制 の強化 を図 0

たところである。

御指摘の緊急全国調査研究班は、 *(*) わゆる狂牛病問題を契機に平成八年度の研究班として設置され、 近

ツフ 年 ク めたところであ \vdash \dot{O} クロ エ T ル コ 1 ブ 1 病 ツフ 患者 Y る。 コ エ ブ \mathcal{O} ル 病 厚生省におい 有 } \mathcal{O} 無等を把握 • 発生状況を把握するため、 t コブ 病 ·
_ す 患者数 は、 るため、 引き続き疾患の \mathcal{O} 動 全国 前や狂 的 な疫学 平成九年二月に公衆衛生審議会成 牛病 発生 との関 調 等 査 一を行 に関する情報を的 選性が 1 疑わ 平 成 れてい 九 年三月に 確 る新型ク 12 人病難 収 報告 集 Ļ 口 書 病対策部会に 新型 1 をとり ッ フ ク 口 ま エ 1 ル

(4)に

都道 付 活 な フ 支 け 0 厚 ついて 口 エ **〈援事業** 生省 健医 府県を実施主体とする医 た者につい 1 ル -ツフ 1 発第九百五 に 不の実施 Y お エ ル コ 7 ブ ては、 } て、 病 について」 の特 t 十号厚生省保 平 成 コ 発症 性 ブ病等専門委員会を設置し、 元 年 に から半年以 療相 か か (平成八年六月二十六日付け健医発第七百九十九号厚生省保 λ 5 |談 健 が 医療 難 み、 訪問 の内に自 病 局長通知) 力 患 診 口 者 療等の 1 地 1発運動 Ÿ 域 フ 保 事業を、 に基づく難病患者地域保 エ 健 はほとんどなくなり寝たきりの状態になるク 類縁疾患調査を実施しているところであ ル 医 1 療 推 また、 t 淮 コブ 事業の 病が 平成九年一月から 実施 原因となって介護を要する状 について」 健 医 療 推 進 「難病患者等居宅生 平 事 成 業 健 元 \mathcal{O} 医 年 対象とし 療 八 口 月 局 長 態 1 兀 通 لح ツ 日

知) に基づく難病患者等居宅生活支援事業の対象として市 町村を実施主体とする訪問介護員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 派遣、 短期

保健 入所、 公衆衛生局 九年一月に の策定及び評価 健所を設置する市及び特別区において、 入 院 したところであり、 医 の受入れのため、 療 日常生活用具の給付等の事業を推進してきたところである。 推 長通知) 進 「特定疾患治療研究事 事業、 訪問 を拡 に基づく特定疾患治 同 月 相 拠 充して新たに難病 談事 か 点病院及び協 ら患者 業の実施等在宅療養支援体制を大幅に強化することとしている。 の医 業について」 原保険 力病院による医療提供 在宅 療研究事 特 莂 制度による自己負担部分について公費負担 の難病患者の生活 対 策推進 (昭和四十八年四月十七 業の対象疾患としてクロ 事業を創 体 設 の質の向上を図るため、 制を確保するとともに、 平成十年度にお 都道 日付け衛発第二百四十二号厚生省 イツフ 府 県に お エ ル 7 いては、 て、 \vdash が 都道 在宅療養支援 た行われ ヤコブ病を指定 重 府 難 症 また、 れてい 県 病 難 並 病 患 者 び 患 平成 ると に保 計 地 者 域 \mathcal{O} 画

(5)の①について

ころである。

及び効果を審査して行ったところであるが、 十三条にお お尋ね 0 いて準用する同法第十四条第一 В ・ブラウン社のヒト乾燥硬膜に係る輸入の承認については、 項の規定に基づき、 当時においては、 クロ その名称、 イツフ 成分、 エ 昭和四十八年当 ルト 分量、 ヤコブ病に関しては 用法、 一時の 薬事 用量、 法 効能

たヒ な その発症 乾 燥 原因に関する病原体プリオン仮説もまだ提唱されておらず、 硬 改膜によ ってクロ イツフ 工 ルト ヤコブ病が伝播するおそれがあることについての 異常プリオンたんぱく質に汚染され 知見が全く

(5)の②について

時、 1 オンたんぱく質を不活化するため ル 才 \vdash 米 かったことから、このような知見を前提とした審査は行われていなかったところである。 デュラに 御指 国疾病対策予防センター(以下「CDC」という。) によりヒト乾燥硬膜の移植によるクロ ヤコブ病に関する世界で最初の報告 摘 のライオデュラの よるクロ 1 ッツフ エ 輸入販売業者であった日本ビー ル の水が 1 • 酸化ナトリ t コブ (以下「第一症例報告」という。) 病の 発症 1処理工 が疑 わ 程 れる症例に ピー の導入についても報告して ・ エ ム株式会社 つい ての報告をしておらず、 が行われた昭 は、 厚生省に対し、 和六十二年当 イツフェ プリ ラ

世界保健機関 ライオデュラについて自主回収する旨の記者発表を行ったが、 ることにかんがみ、 日 本ビー エ W H ス・ 0 エ 今後ヒト硬膜を使用しないこと」との勧告を行ったのを踏まえて、 ス株式会社は平成八年六月に、 が 「ヒト硬膜の移植例から五十例以上のクロ 平成三年七月から平成八年二月までの 厚生省としては、平成九年三月二十七日に イツフェ ルト ヤコブ病が発 直ちに同月二十 間 に輸 入した 症

クタム

٧ì

な

\ \

膜 八 日 0) 付 販 け 売 等 で日本ビ \mathcal{O} 時 停 止 工 口 ス 収 • 工 及び ス 株式会社等に対し、 納 入医 療 機 関 に 対 して直ち 薬事法第六十九条の二の規定に基づき、 に ヒ } 乾 燥 硬 膜 \mathcal{O} 使 用 を停 止 すべ き当 ヒト 乾 \mathcal{O} 燥 連 絡 硬

を行うことを内容とする緊急命令を発したところである。

医 療用具の輸入販売業者に対する輸入の承認後の品質の確保に関する指導については、 厚生省にお V

平成六年四月から 「輸入医薬品及び医療用具の品質確保に関する基準」(平成五年四月十九 日付 け 薬

書及び 発第三百八十号厚生省薬務局長通 品質保証 証基準 書の作成等につい 知 て指導 に基づき、 の徹底を図 医療用具輸入販売責任技術者の業務 っているところである。 の明 確化、 製品 標準

(5)の③について

告に 1 フ -ツフェ 平 エ うい ル 成 } 八 年 ル ても審 <u>}</u> 八月に開 Y コブ Y 議 病 ・コブ病 の対象とした上で、 発催され B型肝炎、 の病原物質と考えられるたんぱく質の一種であるプリオンを不活化する水酸 , た 中 -央薬事 C型肝炎等に罹患している可能性のあるドナーを排除する基準及び 審 「ヒト乾燥 議会伝達性海綿状脳 硬 膜 \mathcal{O} 製造会社はド 症 対 策特別部 イツに二社 会にお あり、 1 7 は、 現在 御指 は、 摘 ク \mathcal{O} 口 実 クロ 化ナ 験 イ \dot{y} 報

トリウ

Ĺ

処理工程を導入して」

おり、

「データ、

プロセス及び両社からの説明による限り、

現在適用され

ている安全対策により、 現在供給されているヒト乾燥硬膜は、 臨床的には安全と考えられる」 との)評価) が

行われたところである。

(5)の④について

厚生省において、 第一症例報告が行われた昭和六十二年当時、 保健医療局において疾病対策を担当して

1 た職員及び感染症対策を担当していた職員並びに薬務局において医療用具の審査を担当していた職員及

月 \mathcal{O} 米国 食品医薬 品 局 \widehat{F} D A 0 ヒト 硬膜 移植 :材料に関する安全警告等ヒト乾燥 硬膜とクロ 1 ツフ エ ル

び安全対策を担当してい

た職員に対する調査を行ったが、

当該職員の中で第

一症例報告、

昭和六十二年四

 \vdash t . Э ブ 病 との 関 係 に 関する情報に ついて、 当 時 何 らか の認識を有 してい た者は 確 認され 7 7 な

また、 厚生 一省に お 1 て は、 (3) につい てで述べたとお り、 昭 和 五. 十一 年から遅発性 ウ 1 ル ス 感染 研 究 班 を

設置、 ク ロ イツフ 工 ルト・ ヤコブ病等の疾患につい て調査 研究を行っているところであるが、 昭 和 六十

二年当時、 第一 症 「例報告に関するCDCの週報 (以下「MMWR」という。)、 米国 医師会雑誌 J A M

A の論文等について、 当該研究班の班員から厚生省に報告がなされたことは確認されてい な

昭 和六十二年当時、 国立予防衛生研究所 (当時) においては、 MMWRを入手し、 これに掲載された記

当時 病 く 原体 月 事 巻第三号には とを記憶し リオン説が 載するかどうか所内の編集会議で検討したが、 することとしてい ことを記憶していると回答した者はいなか ほ \mathcal{O} に関連した記事の要約が掲載されているが、 のうち重要と認識され か 及び に 編 M \mathcal{O} 集責 . も当 編 M W 病原診断としての情報が含まれ 集責任者 てい 任 該 Rのヒト乾燥 まだ確立しておらず、 · 者 の 記事 当 時 ると回答した者が 判断 12 で た。 の同 あ つい 厚 でし 0 て、 た同 生 た 研究所腸内ウイ 硬膜移植 一省にお ば ものについては、 当 時 らく状況 研 究所ウ 1 ヒトへの感染機構、 後のクロ 1 「病原 たが、 7 をフ 1 病 微生 ル て ル 当該 った。 イツフ オ ス部長による同年六月 1 原 ス 中 微生 物 同 口 なかったことから、 当時、 記] 研 検 厚生省においてこの者に照会したところ、 央検査部 また、 事 出情 エ 究所が毎月発行してい してみることになったと思う。 物 に 検 ル 病因 1 クロ つい 出 報 「情報」 同年十月に発行された • 長 7 1 Y 0) 論自体が極めて不明 (当時) 厚生省 編 ツフェ コブ病関連の 集会議 \mathcal{O} \mathcal{O} 当 掲載する必要性 M \mathcal{O} ル カゝ 時 担当部| **** M 以 \mathcal{O} 5 W 外 る 編 Y 記事については、 R \mathcal{O} 昭 集関 「病原微生 0 局 所 コブ病は発症原因とし に対 クロ 内 であであ 和六十二年二月及び 係 「臨床とウイ _ 0 者等に照会したところ、 0 と の 1 L 研 高 て情 ŋ, 一物検出 ・ツフ 究会で話 1 口 もの 答 当 該 その内容につい エ 報 との -ルス」 ル 提 が 当該記 情 あ \vdash 供を 記事に 報 題 に 認 第十五 闘事を掲 に 行 識 て 同 Y L 年六 った . も病 のプ コブ 掲 は 0 な 載

て厚生省の担当部局に対して情報提供を行ったことはないとの回答があったところである。

(5) の⑤について

判断を仰いだ上で解決されるべき問題と考えている。 5 和二十二年法律第百二十五号) について薬事法第六十九条の二の規定に基づく使用禁止等の措置を講じなかったことが、 た事案において、 れているところであり、 国 現在、 輸入販売業者等に対し損害賠償を求める訴訟が、 ヒト乾燥硬膜の移植によってクロイツフェ 被告である国は、 御指摘の政府の責任及び被害者の救済の問題は、これらの訴訟において裁判所の 第一 条第一項の適用上違法ということはできない旨の主張を行ってい 当該事案に係るヒト乾燥硬膜移植手術までに厚生大臣がヒト乾燥 ルト・ なお、これらの訴訟の中で最も早い時期に提訴され 東京地方裁判所及び大津地方裁判所に七件提訴さ ヤコブ病を発症したと主張する患者、 国家賠償法 遺族等か ると 硬膜 (昭